

議案第 6 号

我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

市長の附属機関として我孫子市公園坂通り施設活用事業者選考委員会を設置するため提案するものです。

我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例

我孫子市附属機関設置条例（令和元年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期	執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期
市長	試験委員会の 目から 我孫子市農産物直売所アンテナショップ跡地活用事業者選考委員会の 目まで 略	略	略	略	市長	試験委員会の 目から 我孫子市農産物直売所アンテナショップ跡地活用事業者選考委員会の 目まで 略	略	略	略
	我孫子柴崎地区産業用地整備事業者の選考、					6人以内			

整備事業者選考委員会	事業報告 その他 必要な 事項に ついて 調査審 議する こと。		る日 まで
我孫子市公園坂通り施設活用事業者選考委員会	公園坂通りの活用に当たり、事業者の選考、事業報告その他必要な事項について調査審議すること。	6人以内	調査審議が終了する日まで
我孫子市地域公共交通協議会	略	略	略
教育委員会	略	略	略

備考 略

整備事業者選考委員会	事業報告 その他 必要な 事項に ついて 調査審 議する こと。		る日 まで
我孫子市地域公共交通協議会	略	略	略
教育委員会	略	略	略

備考 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前										
別表第1 (第2条関係)	別表第1 (第2条関係)										
(1)の表 略	(1)の表 略										
(2) 附属機関の委員等	(2) 附属機関の委員等										
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="213 842 488 904">区分</th><th data-bbox="488 842 751 904">報酬の額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="213 904 488 1263">生涯学習審議会委員の項から柴崎地区産業用地整備事業者選考委員会委員の項まで 略</td><td data-bbox="488 904 751 1263">略</td></tr><tr><td data-bbox="213 1263 488 1447">公園坂通り施設活用事業者選考委員会委員</td><td data-bbox="488 1263 751 1447">日額 7,000円</td></tr></tbody></table>	区分	報酬の額	生涯学習審議会委員の項から柴崎地区産業用地整備事業者選考委員会委員の項まで 略	略	公園坂通り施設活用事業者選考委員会委員	日額 7,000円	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="853 842 1128 904">区分</th><th data-bbox="1128 842 1391 904">報酬の額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="853 904 1128 1263">生涯学習審議会委員の項から柴崎地区産業用地整備事業者選考委員会委員の項まで 略</td><td data-bbox="1128 904 1391 1263">略</td></tr></tbody></table>	区分	報酬の額	生涯学習審議会委員の項から柴崎地区産業用地整備事業者選考委員会委員の項まで 略	略
区分	報酬の額										
生涯学習審議会委員の項から柴崎地区産業用地整備事業者選考委員会委員の項まで 略	略										
公園坂通り施設活用事業者選考委員会委員	日額 7,000円										
区分	報酬の額										
生涯学習審議会委員の項から柴崎地区産業用地整備事業者選考委員会委員の項まで 略	略										
(3)の表及び(4)の表 略	(3)の表及び(4)の表 略										